

みつばちの飼育を行う方へ

飼育届を提出しましょう！

みつばち飼育者（飼育予定者も含む）は、毎年1月31日までに、蜜蜂飼育届を提出してください。

提出対象者	原則として、みつばちを飼育する全ての方が、届出が必要です。 ただし、以下の場合には不要となります。 養蜂業者に該当せず、 ・花粉交配時期のみみつばちを飼育する者 ※作付面積以上に飼育する場合や通年飼育する場合は、届出が必要。 ・試験研究等のため、密閉空間にてみつばちを小規模に飼育する個人 ※研究目的で個人以外の者が飼育する場合は、届出が必要。 ・蜂蜜・蜜ろう・ローヤルゼリー等を自家用に供するため、小規模に飼育する個人 ・反復利用可能な蜂房を利用しない場合 ※自然巣洞や重箱式等の飼育方法であっても、反復利用している場合は、届出が必要。 また、野生の蜜蜂を観察し、当該蜂群から採蜜等を行う場合 ※養蜂振興法上の「飼育」とは、蜂群・蜂蜜等に対し所有又は占有の意思を持って、巣箱の設置・給餌・投薬等のいずれかを行うことであり、「飼育」にあたらなため。
提出先	飼育しようとする市町（県内在住かつ県内に巣箱を設置する方） ※県内在住で県外に巣箱を設置する方は、住所地を管轄する振興局にご提出ください。
提出書類	蜜蜂飼育届

【注意事項】

- ・ 飼育届は**毎年提出が必要**です。
- ・ 飼育届は**飼育許可ではありません**。
- ・ 届出提出後も、①蜜源に対して蜂群が著しく過剰になる場合、②既存の飼育者と蜂群が隣接する場合は、当事者間の協議の上、**巣箱設置箇所の再検討や蜂群減が必要となる場合があります**。
- ・ **事前に蜜蜂飼育者間での協議・調整を十分に行い、**トラブルとならないようにしましょう。

巣箱の設置場所は、周辺的环境に十分配慮して決めましょう。

近年、洗濯物や車両がみつばちの糞で汚染されたり、多くの蜂が飛び交い、蜂に刺される等住民トラブルになるケースが発生しています。

特に住宅地等で飼育する場合は、以下のことに十分注意してください。

飼育しているみつばちが、

- （１）周辺の人や家畜等を刺したり、洗濯物や車に糞をし、迷惑をかけるおそれがないか。
- （２）スズメバチ等を引き寄せ、周辺の人や家畜等を刺し、被害を及ぼすおそれがないか。

ミツバチ
の特性



巣箱から半径約50～150m圏内で、特に糞が落下する。



新しい巣を形成するさい（分蜂）、多数（数千匹～1万匹程度）の蜂が、家の軒下や樹木等に群がる。

(参考) 蜜蜂飼育届の書き方 (例)

様式第1号 (第2条関係)

蜜 蜂 飼 育 届

令和〇年〇〇月〇〇日

長崎県知事 様

現住所 長崎市尾上町3-1
氏名又は名称及び代表者氏名 長崎 太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

複数の場合、“下記のとおり”でも可とします。

下の飼育計画の1月1日時点の蜂群数と一致させてください。

1	年1月現在の蜜蜂飼育状況
飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数
長崎市尾上町3-1	合計 10 群 (うち日本蜜蜂 10 群)

2 年蜜蜂飼育計画				群の種類			
飼 育 場 所	飼 育 計 画 最 大 計 画 蜂 群	①：採蜜群、②：花粉交配用、 ③：育成群 の <u>どれかに○</u> をつ けてください。			採蜜群	花粉交配用	育成群
《記入例》 長崎市尾上町3－1	合計 10 群 (うち日本蜜蜂 10 群)	1 月 1 日 ～ 12 月 31 日		○			
	合計 蜂 群 (うち日本蜜蜂 蜂 群)	月 日 ～ 月 日					
字番地まで詳しく記入してください。もしくは緯度・経度の表示 か地図の添付をお願いします。	合計 蜂 群 (うち日本蜜蜂 蜂 群)	月 日 ～ 月 日					
	合計 蜂 群 (うち日本蜜蜂 蜂 群)	月 日 ～ 月 日					
	合計 蜂 群 (うち日本蜜蜂 蜂 群)	月 日 ～ 月 日					
	合計 蜂 群 (うち日本蜜蜂 蜂 群)	月 日 ～ 月 日					
	合計 蜂 群 (うち日本蜜蜂 蜂 群)	月 日 ～ 月 日					
	合計 蜂 群 (うち日本蜜蜂 蜂 群)	月 日 ～ 月 日					
	合計 蜂 群 (うち日本蜜蜂 蜂 群)	月 日 ～ 月 日					

①：採蜜群、②：花粉交配用、
③：育成群 のどれかに○をつけてください。

字番地まで詳しく記入してください。もしくは緯度・経度の表示か地図の添付をお願いします。

日本蜜蜂のみの蜂群数も記入してください。
日本蜜蜂を飼育していない場合は0(ゼロ)と記入してください。

- 備考(1) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話番号等が望ましい。
(2) 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度)を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
(3) 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。
(4) 「群の種類」欄の採蜜群、花粉交配用、育成群のどれかに○をつけること。

【提出に当たっての留意事項】

- ・養蜂振興法第8条の規定に基づき、蜜蜂の飼育の状況等に関し、関係機関等に報告をします。
- ・個人情報の取扱いに当たっては、県の養蜂の振興に必要な範囲内で必要な情報を提供します。

〈参考情報〉

該当する組合名 地区養蜂組合
転飼調整の有無(該当を○で囲む) 有 ・ 無

養蜂組合に加入されている場合は、組合と連絡のうえ、以下に記入してもらってください。

全般的な問い合わせについて

長崎県農林部畜産課

住 所：長崎市尾上町3-1

電話番号：095-895-2954 FAX：095-895-2593